

平成25年度三原市社会福祉協議会事業計画

【基本方針】

今日、地域住民から寄せられる多様な課題には、経済的困窮やひきこもり、一人世帯・二人世帯等の孤立生活、虐待、権利侵害など、深刻な生活課題があります。社会福祉協議会は、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、地域住民、住民組織、民生委員・児童委員、関係機関、ボランティア・福祉団体、行政など、地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕組みづくりを行い、その解決や予防に向けての取り組みが求められています。

こうした中、本会も、より機能的、効果的な組織の見直しを行ない、さらなる活性化と業務の効率化を図ります。

地域福祉の分野では、「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を目指して、小地域福祉活動の2本柱として、サロン活動や地域の見守り活動を重点事業として進めているところですが、今年度も、これらの小地域福祉活動の推進に力を入れながら、地域のさまざまな課題を地域で解決するための一つの活動として、地域の様々な団体・組織と連携し協議ができる小地域ネットワーク活動（地域あんしん会議）の推進を図り、新たな小地域福祉活動の取り組みを促進していきます。また、今年度は、第2次地域福祉活動計画（平成21年度から平成25年度）の最終年度であり、制度改革の動向、今日の地域課題などを踏まえ、市の地域福祉計画との整合性を図りながら、第3次地域福祉活動計画の策定へ向け協議を行っていきます。

また、地域の中で、生活のしづらさを感じている方々が安心して生活できるよう、高齢者相談センター（地域包括支援センター）、障害者生活支援センター、福祉サービス利用援助事業など関係機関が連携し、利用者が安心して適切なサービスが利用できるよう支援し、質の高い自立支援活動の展開に努めます。

介護保険事業については、介護を必要とする人の増加や介護内容の多様化・長期化等、社会全体にとっての緊急な課題となっています。今後も、サービスを必要とする人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、質の確保、向上に取り組むとともに、経営努力を積み重ね、より安心で安定したサービスが提供できるよう努めます。

【重点目標】

1. 地域福祉活動の推進
2. 障害者福祉の推進
3. 相談支援・権利擁護の推進
4. 地域福祉活動計画の策定（平成26年度から平成30年度）
5. 介護保険事業所のサービスの向上と効率的運営
6. より適正な法人運営と経営機能の強化

【事業内容】

1. 地域福祉活動の推進に関すること

地域課題や生活支援ニーズの増加・多様化は、公的サービスだけでは難しい状況となっており、住民相互の支え合い・助け合いなど地域のつながりづくりが重要となっています。そのためには、サロン活動や見守り活動など地域の実情に合った小地域福祉活動の取り組みや、活動を担う新たな人材確保が必要となっています。また、地域のさまざまな課題を地域で解決する力「地域の福祉力」を培う仕組みとして、地域の住民組織や福祉団体、関係組織と一緒に協議し、課題の共有と効果的な活動を図ることができる小地域のネットワークづくりが一層重要となります。このような状況の中で、本年度も、地域住民や地域の社会資源を生かした小地域福祉活動の取り組みを促進していきます。

- (1) 小地域福祉活動の推進

- ① サロン活動の拡充

- ・ふれあい・いきいきサロン事業の拡充・支援
- ・地域子育て支援サロン事業の拡充
- ②地域の福祉活動拠点づくりの推進
 - ・常設サロン「ひよりや」の機能の強化
 - ・小地域お茶の間づくり事業の推進
- ③地域見守り活動の推進
 - ・地域見守り活動の拡充・支援
 - ・地域福祉座談会・実践講座の開催
- ④地域の実情に応じた小地域福祉活動の推進
 - ・もっとまるごと福祉共育創造事業の推進
 - ・日常生活の困りごと応援活動(鷺島)の育成(仮称)
- (2)小地域福祉ネットワークづくりの推進
 - ①小地域福祉活動推進のための「地域あんしん会議」の充実・拡充
 - ②各種団体・組織との連携促進
 - ・見守り連絡会議, 常設サロン運営委員会との連携
 - ③行政, 高齢者相談センターや民生委員児童委員活動など関係機関との連携
 - ④地区社会福祉協議会(町内会・自治会等)活動との連携
 - ⑤「地域の福祉をすすめる会」との連携
- (3)地域福祉活動の推進
 - ①近隣互助応援活動「ほっとは一と」の拡充
 - ②認知症高齢者家族やすらぎ支援事業の推進
 - ③生活支援サービス「いきいきみはら」の推進
 - ④お正月を一人で過ごされる一人暮らし高齢者に「おせち料理」を届ける活動の推進
- (4)小地域福祉活動を担う新たな人材育成と地域福祉啓発活動の推進
 - ①地域支え合い活動実践講座
 - ②生活・介護支援サポーター養成講座, フォローアップ講座の開催
 - ③近隣互助応援活動「ほっとは一と」協力員の養成・育成
 - ④認知症高齢者やすらぎ支援員の養成・育成
 - ⑤高齢者生きがいの場づくり事業(名人学校・すごい人BANK)の推進
- (5)福祉ボランティアのまちづくり事業の推進
 - ①市民啓発推進事業
 - ア. みはら福祉大会の開催
 - イ. 「ボランティア祭り」の開催
 - ウ. 福祉展の開催
 - エ. 「みはらふくし情報」の定期発行
 - オ. 「ぼらせんだより」の定期発行
 - ②養成研修事業
 - ア. ボランティア入門講座
 - イ. ボランティアスキルアップ講座
 - ウ. 点訳ボランティア養成講習会
 - エ. 朗読録音ボランティア養成講習会
 - オ. 手話ボランティア養成講習会
 - カ. 要約筆記ボランティア養成講習会
 - キ. NPO法人勉強会
 - ③登録・調整・派遣事業
 - ア. ボランティア登録・派遣事業の調整
 - イ. 手話通訳者設置事業の運営
 - ウ. 手話通訳者派遣事業の実施
 - エ. 要約筆記奉仕員派遣事業の実施
 - オ. 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業の実施

- ④ボランティアの組織化事業
 - ア. 三原市ボランティア連絡協議会活動の支援
 - イ. ボランティアの組織化と活動支援
- ⑤三原市ボランティア・市民活動サポートセンター事業の推進
 - ア. ボランティア・市民活動サポートセンター運営委員会の開催
 - イ. ボランティア活動を含む市民活動の推進
 - ウ. ボランティアグループと市民活動団体との連携・協働
 - エ. 60分ボランティア学習の開催
 - オ. 市民活動等の情報発信
 - カ. ボランティア保険への加入促進
- ⑥被災者生活サポートボランティア活動の推進
 - ア. 三原市被災者生活サポートボラネット推進連絡会議の開催
 - イ. 広島県被災者生活サポートボラネット推進会議との連携
- (6) 福祉教育の推進
 - ①社会福祉推進校の指定と連絡協議会の開催
 - ②社会福祉施設「夏期体験学習」活動の推進
 - ③福祉体験学習の充実と関係機関との連携
 - ④社会福祉士等養成専門学校等の実習生の受入
- (7) 児童福祉の推進
 - ①児童交通安全対策の為に交通安全帽の寄贈
 - ②児童の健全育成の推進
- (8) 在宅福祉の推進
 - ①家族介護者交流事業
 - ②男性料理教室の開催
 - ③福祉機器貸出事業の推進
 - ④移送サービス事業の推進
- (9) 社会福祉調査・広報活動の推進
 - ①社協機関紙「ええまちみはら」の発行
 - ②社協ホームページの有効活用
 - ③広報モニター事業の推進
 - ④社協活動情報の効果的な広報活動の推進
- (10) 共同募金運動に関すること
 - ①戸別募金の増強と特別募金(法人・大口)、職域募金の開拓
 - ②街頭募金、チャリティーバザー等の募金活動の実施
 - ③広報活動の推進
- (11) 日本赤十字事業の拡充強化の協力に関すること
 - ①日本赤十字社員制度の普及と増強
 - ②三原・本郷赤十字奉仕団の育成強化と活動の推進

2. 障害者福祉の推進

障害のある方やその家族の相談窓口として、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用援助や調整を行い、障害のある方の自立と社会参加の促進を図ります。

また、支援を必要としている心身障害児（発達障害を含む）及び保護者に対し、療育指導や各種相談を行い、育児不安の解消と親の社会参加を促し、障害児の保育を中心とする集団支援及び個別支援を通して、児童の健全な発達を支援します。

- (1) 障害者生活支援センター「ドリームキャッチャー」に関すること
 - ①相談支援事業
 - ア. 一般相談支援

- ・福祉制度の情報提供や社会資源の活用など生活全般に関すること
 - ・ピア・カウンセリング（当事者による相談）に関すること
 - ・地域移行支援・地域定着支援に関すること
 - ・生活アシスタント事業に関すること（生活協力員の派遣）
 - ・居住サポート事業に関すること（障害者の居住確保）
- イ. 計画相談支援
- ・サービス等利用における計画作成に関すること
- ウ. 障害児相談支援
- ・通所支援に関すること
 - ・障害児の生活全般に関すること
- エ. 虐待等専門的な相談支援
- オ. 巡回相談（本郷町・久井町・大和町）
- ②ネットワーク推進事業
- ・三原市地域自立支援協議会の運営に関すること
 - ・障害者ケアマネジメント推進に関すること
 - ・広域ケアネットワークに関すること
 - ・事業の啓発
- ③生活支援事業
- ア. 障害者自立生活教室
- イ. 家族支援講演会
- ウ. 地域活動支援センターとの協働
- (2) 地域活動支援センター事業
- ①当事者・家族の活動支援
- ②個別支援計画の作成
- ③サロン活動の支援
- ④教室・講座等の企画運営
- (3) 障害児通所支援事業の充実（ぼぼら）
- ①子どもの療育に関すること
- ア. 集団療育の充実
- ・日常生活基本動作
 - ・知識技能の習得
 - ・集団生活適応訓練
- イ. 個別療育の推進
- ウ. 支援計画に関する相談・個別相談の定期的な実施
- エ. 訪問支援・関係機関連携の実施
- ②ネットワーク拡大に関すること
- ア. 会議の参加
- イ. 関係機関との連携
- (4) 三原市地域子育て支援センター「ぼぼら」の運営
- ①子育て支援センター活動拡大
- ア. 子育て親子の交流の場の提供
- イ. 子育てに関する相談、援助
- ウ. 地域子育て関連情報の提供
- エ. 子育てに関する講習会の実施
- ②子育てネットワークの拡大
- ア. 他機関との連携の強化
- イ. 子育て支援センターの周知
- (5) 障害者（児）福祉に関すること
- ①三原市福祉のまちづくり推進協議会の活動支援

- ②障害者（児）の福祉を進める活動
- ③視覚障害者の福祉を進める活動
 - ・点字・録音広報等発行事業
- ④聴覚・言語障害者の福祉を進める活動
 - ・ろうあ者の日常生活を支援する「手話通訳者」の活動充実
- ⑤障害者スポーツの育成と支援活動
 - ・障害者スポーツフェスティバルの開催

3. 相談支援・権利擁護事業の推進に関すること

一人ひとりが自分らしく生活するため、総合的に解決を図る相談活動・福祉サービスの利用援助・成年後見等の権利擁護事業を推進します。また、地域福祉課題を解決するために、民生委員の相談活動や行政等の相談窓口と連携強化を図ります。

また、高齢者相談センターにおいては、久井町・大和町・八幡町の高齢者等の保健・医療・福祉の増進を包括的に支援する地域の中核的機関として、機能の充実に努め、各関係機関・団体と連携を図り、高齢者の地域ケアのネットワーク事業や総合相談事業を推進します。

(1) 心配ごと相談事業に関すること

- ①心配ごと相談所の定期開設
- ②専門相談の充実と関係機関との連携
- ③相談員の研修の充実

(2) 生活支援貸付事業に関すること

- ①生活福祉資金（総合支援資金・教育支援資金・福祉資金・不動産担保型生活資金）、臨時特例つなぎ資金の貸付・支援・指導（償還）
- ②緊急つなぎ資金貸付事業

(3) 福祉サービス利用援助事業「かけはし」に関すること

- ①福祉サービスの利用援助，日常的な金銭管理，通帳，保険証等の預かりサービス
- ②運営委員会の開催と関係機関の連携
- ③関係機関連絡会の開催
- ④生活支援員の育成・研修
- ⑤事業の啓発と相談機能の強化

(4) 成年後見事業に関すること

- ①相談・支援活動の充実
- ②事業の啓発と周知

(5) 三原市高齢者相談センター「はーもにー」（北部地域包括支援センター）に関すること

- ①地域包括ケア推進事業
 - ア. 医療・介護・福祉専門職の多職種共働のネットワーク会議の開催
 - イ. 地域ケア体制構築モデル事業（ふれあいの町江木）の推進
- ②予防給付・介護予防事業ケアマネジメント業務
 - ・要支援者（予防給付）・二次予防高齢者（介護予防事業）の対象者にケアプラン作成・サービス利用の援助
- ③総合相談支援業務
 - ア. 高齢者の総合相談援助に関すること
 - 大和地域センターにも高齢者の相談窓口設置
 - イ. 高齢者実態把握に関すること
- ④権利擁護・虐待防止の早期発見業務
 - ア. 高齢者の人権や財産を守る権利擁護に関すること
 - イ. 虐待の早期発見・防止に関すること
- ⑤包括支援・継続的ケアマネジメント支援業務
 - ア. 介護支援専門員の支援に関すること
 - イ. 地域ケアネットワークの構築に関すること

ウ. 困難事例への指導・助言に関すること

4. 地域福祉活動計画の策定（平成26年度から平成30年度）

平成21年度から平成25年度の5ヶ年計画で策定しました第2次地域福祉活動計画も、今年度が5年目を迎えます。今年度、三原市地域福祉計画との整合性をもたせるため、市の計画見直しと連携し、また、制度改革の動向などを踏まえ、第3次地域福祉活動計画の策定を行います。

- ①地域福祉活動計画策定に向けての社協職員によるプロジェクトチームの編成
- ②策定スケジュール等の計画
- ③三原市地域福祉活動計画策定委員会の設置
- ④地域住民や当事者のニーズ把握

5. 介護サービス事業に関すること

各事業所の充実を図り、利用者やその家族から信頼され選ばれるサービスを目指し、質の向上を図るとともに、効率的な経営の維持に努めます。

- (1) 居宅介護支援事業の充実（梅林・久井・大和）
 - ・ケアプラン（介護サービス計画）の作成
- (2) 訪問介護事業の充実（梅林・久井・大和）
 - ・身体介護（入浴・排泄・食事等の介助）、生活援助（調理・洗濯・掃除・買物等の援助）の提供
- (3) 通所介護事業の充実（梅林・久井・大和）
 - ・レクリエーションや日常生活動作訓練、食事や入浴のサービスの提供
- (4) 訪問入浴介護事業の充実（梅林・久井）
 - ・自宅に浴槽を持ち込んで行なう入浴介護サービスの提供
- (5) 障害者訪問介護・障害者通所介護の充実
 - ・障害のある人々が必要とする訪問介護・通所介護サービスの提供
- (6) 身体障害者訪問入浴サービス事業の充実
 - ・自宅に浴槽を持ち込んで行なう入浴介護サービスの提供
- (7) 介護予防サービスの充実
 - ・要介護度が上がるのを防ぎ、生活機能を向上させるサービスの提供
- (8) 介護サービス事業所の効率的な経営
 - ・効率的経営で安定した事業所の確立

6. 法人運営に関すること

地域福祉を的確に推進のために、健全な財政基盤の確立と人材育成に努めます。

- (1) より適正な資金の運用と積立金の有効な運用
- (2) 新会計基準への対応と移行
- (3) 役員・評議員研修及び職員研修による資質の向上
- (4) 社協会員の加入促進
- (5) 三原市との連携・協働体制の強化